

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備 適合チェック表

(川口市火災予防条例第11条)

項目			審査内容	申請機器	適合
外箱	材料		鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものか。	材料〔 〕	
	板厚	床面以外	1.6mm（屋外用 2.3 mm）以上であるか。	〔 屋内 ・ 屋外 〕 板厚〔 〕 mm	
		床面部分	1.6 mm（屋外用 2.3 mm）以上であるか。 （コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものについては、この限りでない。）	〔 屋内 ・ 屋外 〕 板厚〔 〕 mm 床構造〔 〕	
	開口部		防火戸（網入板ガラスは不燃材料で固定）であるか。 （換気口又は換気設備の部分を除く。）		
	固定		床、壁、又は柱に容易・堅固に固定できる構造であるか。		
	外部露出設置可能機器	各種表示灯	カバー材は難燃材料以上であるか。		
		配線用遮断器	金属製のカバー付きであるか。		
		電圧計	ヒューズ等で保護されているか。		
		電流計	計器用変成器を介しているか。		
		切替スイッチ等のスイッチ類	難燃材料以上であるか。		
		上記のほか、配線の引込口、引出口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか。		その他露出機器 〔 有 ・ 無 〕	
		上記について、屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものであるか。		雨水浸入防止措置 〔 有 ・ 無 〕	
隙間		直径 10 mmの丸棒が入るような穴又は隙間がないか。 （配線の引込口及び引出口、換気口等も含む。）	最大隙間 〔 〕 mm		
収納状態		電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から 10 cm以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか。	底面から〔 〕 cm 防水措置 〔 有 ・ 無 〕		
固定		電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されているか。			
配線		電線引出口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか。	接続 〔 可 ・ 不可 〕		
換気装置	全般		外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか。		
	開口部		自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面につき 1/3 以下であるか。	開口部面積 〔 〕 %	
	機械式		自然換気が十分に行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられているか。	機械式換気設備 〔 有 ・ 無 〕	
	換気口		換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパー等を設ける等の防火措置が講じられているか。		
記入者			会社名： 氏名：		

- 1 「申請機器」欄は、今回設置するキュービクル式変電設備についての値等を記入してください。
- 2 「適合」欄は、適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入してください。